

●香川県告示第236号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成25年5月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
<u>栗林公園の入園料の収納事務（観光券等の利用に係る入園料にあつては、徴収事務を含む。）並びに栗林公園において業として行う写真撮影（1日1台を単位とするものに限る。）に対する使用料、栗林公園の舟遊場の使用料（舟遊場において収納する場合又は専用使用により利用する場合の使用料を除く。）、栗林公園の附属器具の使用料、栗林公園北門前駐車場使用料及び栗林公園東門駐車場使用料の収納事務</u>	株式会社キヤリアステーション	高松市天神前1番28号	平成25年4月1日	栗林公園入園料の収納事務	社団法人香川県観光協会	高松市番町4丁目1番10号	昭和45年10月9日
				栗林公園入園料の収納事務（高松市立玉藻公園において行われるものに限る。）	香川県造園事業協同組合	高松市鬼無町鬼無741番地1	平成24年5月1日
香川県公安委員会が設置したパーキング・メーターの作動手数料及	略			香川県公安委員会が設置したパーキング・メーターの作動手数料及	略		

びパーキング・チケットの発給手数料の収納事務	
沿岸漁業改善資金の償還金の徴収事務又は収納事務	略
高松港港湾施設使用料（船舶給水料）の徴収事務	略
略	
香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場の使用料の収納事務	略
香川県立ミュージアム駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使用料を除く。）の収納事務	略
略	
栗林公園の舟遊場の使用料の収納事務（舟遊場において行われるも	公益社団法人香川県観光協会 高松市番町4丁目1番10号 平成25年4月1日

びパーキング・チケットの発給手数料の収納事務	
栗林公園北門前駐車場使用料及び栗林公園東門駐車場使用料の収納事務	社団法人香川県観光協会 高松市番町4丁目1番10号 昭和53年4月1日
沿岸漁業改善資金の償還金の徴収事務又は収納事務	略
栗林公園において業として行う写真撮影（1日1台を単位とするものに限る。）に対する使用料の収納事務	社団法人香川県観光協会 高松市番町4丁目1番10号 昭和55年4月1日
高松港港湾施設使用料（船舶給水料）の徴収事務	略
略	
香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場の使用料の収納事務	略
栗林公園の附属器具使用料の収納業務	社団法人香川県観光協会 高松市番町4丁目1番10号 平成21年10月1日
香川県立ミュージアム駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使用料を除く。）の収納事務	略
略	
栗林公園の舟遊場の使用料（専用使用の場合を除く。）の収納事務	社団法人香川県観光協会 高松市番町4丁目1番10号 平成24年5月1日

のに限る。)

略

略